

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（中学校の卒業生等）
 - (2) クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項に規定する旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の過程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手続
- (1) クリーニング師試験受験願書（以下「願書」という。）の配布
熊本県健康福祉部生活衛生課、各保健所及び熊本市保健所で配布する。ただし、県外に住所を有する受験希望者にあつては郵送での配布も行う。この場合、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書きし、あて先を明記し、120円切手を貼付した返信用封筒（角型2号：A4サイズ）を同封のうえ、熊本県健康福祉部生活衛生課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
 - (2) 提出書類
 - ア 願書
 - イ 受験資格を有することを証明する書類（卒業証書の写し、卒業証明書等）
卒業証書の写しの場合は原本を願書提出先に持参し、原本と相違ない旨の確認を受けること。
また、卒業証書等の氏名が婚姻その他の理由により、現在の氏名と異なっている場合は、卒業証書等の氏名から現在の氏名への変更の経緯が記載された戸籍の謄本（又は抄本）も提出すること。
 - ウ 写真1枚
出願前6か月以内に撮影した正面向き、無帽のもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの。なお、写真の裏に受験希望者の名前を記入し、写真票の所定の欄に貼付すること。
 - (3) 受験手数料 7,600円
 - (4) 受験手数料の納入方法
願書の所定の欄に熊本県収入証紙を貼付すること。
 - (5) 願書等の提出先
熊本市に住所を有する受験希望者にあつては熊本市保健所、それ以外の受験希望者にあつては熊本市保健所を除く県内いずれかの保健所へ提出すること。
なお、県外に住所を有する受験希望者にあつては、熊本県健康福祉部生活衛生課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）へ提出すること。
 - (6) 願書の受付期間
平成15年7月28日（月）から平成15年8月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
なお、郵送による場合は、平成15年7月28日（月）から平成15年8月8日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - (7) 受験票の交付
受験票は、願書等の審査後、熊本県健康福祉部生活衛生課から願書記載の受験者現住所へ送付する。
- 5 合格基準
- (1) 学科試験
3科目の合計得点が満点の6割以上であること。（ただし、1科目でも満点の4割未満の場合は不合格とする。）
 - (2) 実地試験
2科目の合計得点が満点の6割以上であること。（ただし、いずれかの科目で満点の4割未満の場合は不合格とする。）
- 6 合格者の発表
平成15年10月3日（金）午前10時に、合格者の受験番号を県庁本館1階ロビー及び県下各保健所に掲示するとともに、県庁ホームページに掲載する。
また、合格者には合格通知書を送付する。
なお、電話による照会には一切回答しない。
- 7 その他
- (1) 願書の請求及び受験についての照会は、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部生活衛生課（電話096-383-1111内線7184・7185）に行うこと。
 - (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定に基づき、合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、午前8時30分から午後5時まで熊本県健康福祉部生活衛生課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。

熊本県公告第516号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年7月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量